

がんばる中小企業応援事業実施要領（製造業）

（通則）

第1条 がんばる中小企業応援事業の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱（以下「補助金等交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この事業は、意欲を持って自社の競争力強化を図ろうとする県内中小企業を「がんばる中小企業」として採択し、当該企業が行う取組を支援することで、県内産業の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、「中小企業者」とは、「中小企業等経営強化法」第二条第一項に規定する中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。

2 この要領において、「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項の規定により従業員のうち正社員が20人以下（役員除く）の企業をいう。

3 この要領において、「ベンチャー企業」とは、創業後5年以内で、革新的な新技術・新サービスの開発成果を事業化する企業をいう。

（申請資格）

第4条 前条に該当する事業者は、次のいずれかの事業に取り組む計画を有しているときは、「がんばる中小企業」として、補助の採択申請することができる。

- (1) 日本標準産業分類の大分類がE（製造業）に定める産業製品の新たな開発、生産、販売。
- (2) 日本標準産業分類の大分類がE（製造業）に定める産業への新分野進出。
大分類E（製造業）の中で小分類が変わるような取組でも可とする。

(3) 前2号に関する新たな生産方法の導入で付加価値額年率2%向上の計画であること。

この新たな生産方法の導入とは、新たな受注先への対応のための取組や今まで生産していない産業製品を新たに生産するための取組に限るものとする。

2 前項の申請しようとする中小企業は、次の各号の全てに該当しなければならない。

(1) 前条に規定する中小企業者であり、かつ日本標準産業分類の大分類において、製造業に属する事業を主たる事業として営む企業であること。ただし、新分野進出の場合に関しては、この限りでない。

(2) 別記に掲げる補助対象外とする業種に該当しないこと。

(3) 県内に当該企業の主たる拠点を有し、かつ県内で1年以上の事業実績があること。

(4) 採択申請に係る事業計画の主たる実施拠点が県内であること。

(5) 前年度に当該事業の採択を受けていないこと。

(6) 同一テーマで、国及び県の助成金の利用していないこと。

(7) 採択申請をするにあたり、金融機関及び商工団体からの確認書（様式第1号内の別紙）を添付すること。

(8) 次の欠格事項に該当しておらず、採択申請に係る事業計画が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること

- ① 国税又は地方税の滞納があるもの（ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）

- ② 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っているもの
- ③ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

（補助の採択決定）

- 第5条 「がんばる中小企業」として補助採択を受けようとする者は、別に定める期間内に、知事に対し、様式第1号により申請をするものとする。
- 2 知事は、採択申請のあった企業のうちからこの事業の支援対象となる「がんばる中小企業」を審査会の審査結果に基づき決定する。
 - 3 第2項の審査は、別に定める審査会において行う。
 - 4 決定に際し、知事は、計画の一部修正を命じ、又は条件を付すことができる。
 - 5 知事は、第2項及び第4項により当該採択決定をした者に対し、様式第2号により通知するものとする。なお、採択しないこととした場合であっても、直ちに、その旨を申請者に対し、文書により通知するものとする。

（採択の取消し）

- 第6条 知事は、採択企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、「がんばる中小企業」の採択を取り消すことができる。
- (1) 「がんばる中小企業」の採択に係る事業計画に基づいた事業を確実に実施することができないと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により採択されたとき。

（補助事業及び補助交付申請）

- 第7条 第2条の目的を達成するため、県は、採択企業が第4条第1項の計画に基づき実施する事業に要する費用の一部を補助できるものとする。
- 2 前項の補助金について必要な事項は別に定める。
 - 3 補助対象期間は2年度以内とする。ただし、補助対象となる事業実施期間は事業の開始した日から12ヶ月を超えることができない。
 - 4 採択企業が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付要綱第2に基づき、補助金等交付申請書（同要綱様式第1号）に事業計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

（実施期間等）

- 第8条 補助事業の実施期間は、補助金等交付要綱第4の規定に基づく交付決定通知があった日から、初年度にあつては、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の完了の日とした日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとし、2年度にあつては、補助事業者が事業計画の完了の日とした日又は初年度の事業開始の日から12ヶ月を満了する最終日のうちいずれか早い日までとする。なお、12ヶ月を超えた日以降の経費は補助対象とならない。
- 2 補助事業者は、補助金等交付要綱第2の規定に基づく交付申請に関して、第5条第5項の通知を受けた後1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、補助事業計画が2年度間に及ぶ場合にあっては、2年度目の4月にも交付申請を行わなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の場合において、補助金等交付要綱第7の規定に基づく実績報告書（同要綱 様式第12号）を、交付申請を行った年度毎に提出しなければならない。
 - 4 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業実績書（同要綱 様式第13号）
 - (2) 収支精算書（同要綱 様式第14号）

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条第3項に基づく実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者にその旨を通知しなければならない。

2 知事は、前項により額を確定したときは、補助事業者に対し補助金の交付を請求させるものとする。

(協議)

第10条 採択企業が、自らの責めに帰さない理由により、第4条第1項の事業計画の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第11条 知事は、財務規則第259条の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後3年以内に第4条第1項の計画に係る事業を中止又は廃止したとき。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、補助金等交付要綱第6に規定する報告について知事から照会があった場合には、遅滞なく知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産または効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものを、知事に対して協議し、承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(当該期間が10年を越えるものについては、会計年度終了後10年を限度)を経過した後においては適用しないものとする。

3 第1項の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書(補助金等交付要綱様式第16号)によるものとする。

4 知事は、第1項の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付(補助金の返還)を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。

(1) 補助事業者が財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

(2) 補助事業者が財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

5 知事は第1項の協議がなく財産処分のあったと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(事業実施状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後3ヶ月以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業実施状況等について、様式第3号により、決算関係書類を添付して、知事に報告しなければならない。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類）を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税等仕入控除額を上回らない場合は提出を要しない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月9日から施行する。

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(別記)

補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- 1 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。）
- 2 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
- 3 金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
- 4 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- 5 医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
- 6 以下のサービス業
 - (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの。）
 - (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
 - (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
 - (5) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。）
 - (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。）
 - (7) 宗教（中分類94に含まれるもの。）
 - (8) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）